

## 議員提出議案第3号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月26日提出

提出者	日進市議会議員	島村	きよみ
賛成者	日進市議会議員	白井	えり子
	日進市議会議員	舟橋	よしえ
	日進市議会議員	山田	久美
	日進市議会議員	山根	みちよ

### 1 提案理由

この案を提出するのは、日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を、実状に即して改正する必要があるからであります。

### 2 主な改正点

自動車使用の契約が一般運送契約以外の契約である場合、自動車の燃料の供給に関する公費負担の限度額に係る単価を、7,560円から3,780円に引き下げる。

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営  
に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する  
条例(平成9年日進市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 日進市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>3,780円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、</p>	<p>(自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 日進市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、</p>

<p>当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>	<p>当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙において適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。